

鈴与マタイスポーツパーク(佐久総合運動公園)
指定管理業務仕様書

令和8年9月

(佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課)

鈴与マタイスポーツパーク(佐久総合運動公園)指定管理業務仕様書

【1】趣旨

この佐久総合運動公園指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」といいます。）は、佐久総合運動公園（以下「本施設」といいます。）の管理運営について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提としつつ、行財政の効率化と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う業務の内容等について必要な事項を定めるものです。

【2】本施設の状況

1 名称・所在地

名 称	①陸上競技場・補助競技場 ②クロスカントリーコース ③野球場 ④マレットゴルフ場
所 在 地	平賀3011番地

2 本施設の規模等

（1）佐久総合運動公園陸上競技場・補助競技場

建 築 構 造	鉄筋コンクリート造 2階建（メインスタンド）
敷 地 面 積	陸上競技場（20,767 m ² ）、補助競技場（11,037 m ² ）
延 床 面 積	3099 m ² （メインスタンド）
施 設 内 容	【陸上競技場】 ・メインスタンド、シャワー室、会議室等、バックスタンド、器具庫、ダッグアウト、芝生スタンド、ナイター照明等 ・収容人員：約 9,500 人 ・全天候ウレタン舗装トラック 400m×9 レーン ・インフィールド 105m×68m 天然芝 【補助競技場】 全天候ウレタン舗装トラック 300m×6 レーン インフィールド 68m×50m 人工芝
車 両	小型貨物 ダンプ（いすゞ長野 400 た 7451）
建 設 年 月	陸上競技場（平成25年4月）、補助競技場（平成26年4月）

(2) クロスカントリーコース

建 築 構 造	ゴムチップ舗装
延床面積等	全長 1,400 m コース幅 3.66 m
建 設 年 月	令和2年11月

(3) 野球場

建 築 構 造	鉄筋コンクリート造 1階建（メインスタンド）
敷 地 面 積	18,728㎡
延 床 面 積	2,291㎡
施 設 内 容	・メインスタンド ・収容人員 約8,370人 ・センター間 122.0m、両翼間 99.1m ・内野：クレイ ・内野ファールゾーン：高密度人工芝 ・外野：ロングパイル人工芝 ・屋根付きブルペン2箇所、本部室、会議室、医務室、審判員室、ナイター照明等
建 設 年 月	平成31年3月

(4) マレットゴルフ場

建 築 構 造	木造 1階建（管理棟）
敷地面積等	L=2,269㎡
延 床 面 積	134㎡（管理棟）
施 設 内 容	・天然芝 36ホール ・管理棟、屋外トイレ等
建 設 年 月	平成22年8月

【3】管理運営の基準

1 本施設の管理運営方針

(1) 本施設の目的

市民の体育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、体育施設を設置する。

(2) 基本方針

佐久市では、人口減少時代の到来、少子高齢化の進行、地方分権の推進、さらに国・地方の厳しい財政状況を受けた構造改革の推進など、佐久市を取り巻く社会経済環境の大きな変化を踏まえ、諸問題に的確に対処しつつ、広い視点に立った力強いまちづくり及び健全財政に配慮した計画的、効率的な行政運営を進めていくため、その方向性や方策を明らかにする第二次佐久市総合計画を策定しました。

この総合計画において、佐久総合運動公園に関する計画は、次のとおりとしています。

生涯スポーツの振興	① スポーツに対する市民ニーズの把握に努めるとともに、スポーツ推進委員や佐久市スポーツ協会と連携し、誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催や、地域のスポーツ大会などを支援します。 ② 身近な地域でスポーツを楽しむ機会の提供のため、スポーツ少年団の運営を支援するとともに、学校、地域、各競技団体などと連携した取り組みを推進します。 ③ 子どもの健全育成とスポーツに親しむ機会の提供のため、スポーツ少年団の運営を支配するとともに、学校、地域、各競技団体などと連携した取組を推進します。 ④ 障がい者が気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントを開催するとともに、活動を支える団体などの育成に努めます。 ⑤ 誰もが気軽に楽しめる軽スポーツやニュースポーツの普及促進を図ります。 ⑥ スポーツを通じた健康づくりを推進するため、スポーツの有効性や必要性について普及啓発を図ります。 ⑦ スポーツによる怪我や熱中症などの予防、スポーツ障害の防止などに関する知識の普及に努めます。
競技スポーツの振興	⑧ プロスポーツの試合の誘致やトップアスリートによるスポーツ教室の開催、県域を越える大会の誘致などにより、市民のスポーツへの関心と競技力の向上を図ります。 ⑨ 佐久市スポーツ協会や各競技団体の活動に対し支援を行うことにより、競技スポーツの振興や指導者の発掘・要請に努めます。 ⑩ 市民の国際大会や全国大会などへの出場を激励するほか、スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民を紹介するなど、より高い目標を目指し挑戦する競技者を奨励します。 ⑪ 国際大会や国民スポーツ大会を始めとする全国大会に向け、佐久市スポーツ協会や各競技団体などと連携し、ジュニアアスリートの育成を促進します。

スポーツの持つ多面的機能の活用	⑫ 地域の強みや資源を生かしたスポーツイベントを開催し、市外・県外からの参加者などの増加による交流人口・関係人口の創出を図ります。 ⑬ スポーツ合宿や各種大会の誘致、ホストタウン交流事業を通して、観光分野や文化分野などにおける交流人口・関係人口の創出と地域経済の活性化を図ります。
体育施設の充実	⑭施設の老朽化の状況や市民ニーズを踏まえつつ、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用などの多目的利用にも配慮した施設や設備の改修を計画的に努めます。 ⑮民間のノウハウや ICT の活用などによる効率的で利便性の高い施設の管理運営に努めます。 ⑯スポーツ活動の機会を創出するため、公立小中学校の体育館やグラウンドなどの市民スポーツ団体への開放を図ります。

この施設は、①、②、③、⑨、⑩、⑫、⑭の方向性や方策を実現するための中核的な施設に位置付けられています。

今後も、総合計画掲載内容の実現及び本施設の設置目的の達成に向け、これらの方向性に沿った本施設の管理運営を行っていきます。

(3) 管理運営方針

- ア 上記の基本方針に基づいた管理運営を行うこと。
- イ 公の施設であることを常に念頭に置き、市民の平等な利用を確保すること。
- ウ 本施設の効用を最大限発揮し、利用者の増加に努めること。
- エ 事業計画書に沿った管理運営を効率的かつ適正に執行し、経費縮減が図られること。
- オ 利用者の意見を本施設の管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。
- カ 関係法令等の規定を遵守すること。
- キ 施設、設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- ク 利用に支障がないよう体育備品（ライン等を含む）の維持管理を適切に行うこと。
- ケ 個人情報の保護に配慮すること。
- コ 市内体育施設等との連携を図ること。
- サ スポーツによる交流人口の創出を図るため、施設の積極的な活用を促進すること。

2 本施設の管理運営目標

本施設を管理運営する際の目標は、次のとおりです。

指定管理者は、この目標を達成する努力義務を有するものとします。

項 目 （単位）	現 状 値	目 標 値
体育施設延べ利用者数（人／年）	111,488(R7)	111,500

3 管理の基本事項

(1) 休館日

ア 12月29日から翌年1月3日までの日

イ マレットゴルフ場、陸上競技場インフィールドは、冬期間閉鎖とする。（12月1日から3月31日まで）

ただし、指定管理者は、佐久市教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設定することができます。

(2) 開館時間

佐久市体育施設条例（平成17年佐久市条例第211号）に定める開場時間とします。

(3) 職員

ア 指定管理者が業務を行うに当たり、次に掲げる職員を配置することとします。

(ア) 施設の管理運営業務を行う責任者を1人、管理運営業務の従事者を陸上競技場に最低2人以上（野球場・クロスカントリーコースを兼務）、マレットゴルフ場に最低1人以上配置するほか、必要な職員等を配置すること。また、責任者及び管理運営業務の従事者のうち少なくとも1人以上は、当施設の管理に当たり必要な知識を有している職員とし、また、いずれかは、施設、設備及び備品の維持修繕、管理に当たり必要な知識を有している職員とします。

(イ) 次に掲げる有資格者を配置すること。

a 防火管理者＜総括責任者との兼務は可能です＞

(ウ) イベント利用等に際しては、専門職員等必要な職員を配置すること。

(エ) その他、各種法令等に規定する配置基準等に従い、必要な職員を配置すること。

イ 職員には、次に掲げる研修を実施することとします。

(ア) 接客に関すること。

(イ) 環境配慮に関すること。

(ウ) 専門的知識・技術に関すること。

(エ) 先進地等を視察し、施設運営の技術的または経済的に優れた代替方法、その他改良事項等の発見に努め、常に施設の運営に万全を期すこと。

ウ 職員の採用は、原則として、佐久市内から行うこととします。

エ 職員の従事時間は、各施設の開場時間を基準に、利用者が施設を利用する際に支障がなく、

かつ、管理運営業務に支障を来たさない範囲で、佐久市教育委員会と協議の上、指定管理者が決定することとします。

(4) 個人情報保護

指定管理者又は管理運営業務の全部又は一部に従事する者は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び佐久市教育委員会及び佐久市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはなりません。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても、同様とします。

また、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の規定に基づき、管理運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 業務の再委託

指定管理者は、事前に佐久市教育委員会の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理者が管理運営業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行い、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとします。

(6) 法令等の遵守

地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の行政関連法令、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の施設関連法令、佐久市体育施設条例（平成17年佐久市条例第211号）、佐久市体育施設条例施行規則（平成17年佐久市規則第34号）、佐久市公園条例（平成19年佐久市条例第15号）、佐久市公園条例施行規則（平成17年佐久市規則第156号）、個人情報の保護に関する法律、佐久市個人情報保護条例及び佐久市教育委員会と指定管理者が締結する協定書、仕様書等を遵守することとします。

特に業務遂行に当たっては、サービスの低下にならないよう適正な人員配置を行い、また指定管理者のもとで働く職員の労働条件等についても、労働基準法やその他の労働関係法令等を遵守し、適正な取扱いを行うこととします。

(7) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、指定管理者において別途情報公開に関する基準等を定めるなど、適正な情報公開に努めることとします。

(8) 文書保管

指定管理者が管理運営業務に伴い作成又は受領する文書等は、佐久市文書取扱規程（平成17年佐久市訓令第2号）に準じて、適正に保管することとします。

また、指定期間終了時に、佐久市教育委員会の指示に従い、佐久市教育委員会又は新たな指定管理者に引き渡すこととします。

【4】業務の範囲及び内容

指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、次のとおりとし、その詳細は、別表1に定めるとおりとします。

- (1) 本施設の使用の許可に関する業務
- (2) 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記に掲げるもののほか、本施設の運営に関する業務のうち、佐久市教育委員会又は佐久市長のみの権限に属する事務を除き、佐久市教育委員会が必要と認める業務
- (4) 前各号に掲げるものの他、本施設の運営に関する業務のうち、佐久市教育委員会又は佐久市長のみの権限に属する事務を除き、佐久市教育委員会が必要と認める業務

【5】責任及びリスクの負担

1 責任分担

指定期間中の佐久市教育委員会と指定管理者の間における責任分担は、別表2に定めるとおりとします。

2 リスク分担

管理運営業務の遂行上起こり得る主なリスクについて、佐久市教育委員会と指定管理者の間における分担は、別表3に定めるとおりとします。

なお、詳細については、基本協定を締結する際に協議します。

3 保険

(1) 火災保険

火災保険は、佐久市において全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入していますが、その他、必要と考える保険があれば、指定管理者の負担において付保することとします。

(2) 賠償責任保険及び補償保険

賠償責任保険及び補償保険については、佐久市として、全国市長会の「市民総合賠償補償保険」に加入しており、当該保険では、原則、指定管理者も被保険者とみなすとしています。ただし、当該保険の対象とならない施設、業務、行事等もありますので、内容等を確認し、佐久市と協議のうえ、必要に応じ、管理経費等により保険を付保することとします。なお、自主事業等、従来の指定管理業務以外の事業等については、当該保険の対象外となることから、指定管理者の責任において、保険を付保することとし、その場合の保険料については、管理経費には含めないこととします。

(3) 自動車損害保険

自動車損害保険は、佐久市教育委員会及び佐久市が所有する車両の場合は佐久市において、佐久市以外が所有する車両は指定管理者の負担において加入することとします。

(4) 当事者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合の対応

自然災害等の不可抗力など、佐久市教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、管理運営上の損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行ったうえで、佐久市教育委員会と指定管理者の協議により、業務継続の可否や費用負担等を決定することとします。

4 原状回復義務

(1) 施設・設備の改造

指定管理者は、施設又は設備の改造を行おうとする場合は、あらかじめ佐久市教育委員会と協議するものとします。

また、当該指定管理者の指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、佐久市教育委員会の指示するところにより、原則としてその管理運営を行わなくなった施設又は設備を原状に復さなければなりません。

(2) 汚損、損傷、亡失など

指定管理者は、施設・設備等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、佐久市教育委員会の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

【6】管理運営に要する費用負担

1 管理経費の算定

管理運営に要する経費は、①佐久市教育委員会が支出する指定管理料、②本施設の利用料金収入、③佐久市教育委員会が支出する指定管理料及び本施設の利用料金収入<①、②、③のいずれかを選択>で賄うことになります。

なお、自主事業に要する経費については、指定管理者が負担することになります。

2 指定管理料の額

各年度の指定管理料の額は、佐久市教育委員会と指定管理者が協議したうえで、毎年度の予算編成において確定し、「年度協定」で定めます。

3 指定管理料の支払い

(1) 支払時期

会計年度ごとに、指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。

なお、指定期間の最終年度は別途協議することとします。

(2) 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が本施設の管理運営のために使用する預金口座については、1施設当たり1口座を原則としますが、必要な場合には、施設所管課と協議のうえ、複数の口座を使用することを認めることとします。

4 備品等の取扱い

(1) 施設、設備及び物品の使用

指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり、本施設並びに本施設に属する設備及び物品（備品、消耗品等をいいます。）を無償で使用することができます。

(2) 備品の購入及び所有権

施設機能及び業務遂行上必要な備品について、指定管理料収入により指定管理者が購入した場合（管理運営業務開始時に所在していた備品等の経年劣化等による更新を含む）は、所有権は佐久市教育委員会に帰属するものとします。

また、指定管理者が自主事業やサービスの質の向上のため、自らの負担と責任により購入又は調達した備品の所有権は、指定管理者に帰属することとします。その場合、指定管理期間終了時には、原則として指定管理者自らの責任と費用で撤去することとします。ただし、佐久市教育委員会と指定管理者で協議のうえ、佐久市教育委員会又は佐久市教育委員会が指定するものに引き継ぐことができるものとします。

なお、その他の事情等により購入や帰属先に疑義が生じた場合は、佐久市教育委員会と指定管理者で協議のうえ、決定するものとします。

(3) 備品の管理

指定管理者は、備品台帳を整備し、本施設の備品を適正に管理することとします。

また、備品の帰属を明確とするため、佐久市教育委員会と指定管理者の備品台帳を分けて、整備することとします。

(4) 車両の管理＜車両がある場合＞

指定管理者は、貸与された車両を適切に維持管理することとします。

また、燃料費、修理費、車検料その他貸与車両の維持に係る経費は、すべて指定管理者が負担することとします。

【7】事業の計画

指定管理者は、指定管理者の応募時に、指定期間中に係る事業計画書及び収支計画書を策定し、佐久市教育委員会に提出することとします。指定管理者として管理運営業務を行うときは、これらの計画書に沿った事業展開が求められます。

また、指定管理者は、毎年度当初に、当該年度に係る管理運営事業の計画書と収支予算書を佐久市教育委員会に提出することとします。

【8】管理運営状況等の報告

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に管理運営業務の実施状況、本施設の利用状況、収支の状況等を記載した事業報告書を提出することとします。

また、別表 1 に定める定期に、当該期間における管理運営の状況等について、佐久市教育委員会に報告することとします。

【9】管理運営状況の評価及び公表

佐久市教育委員会は、指定管理者から受けた事業報告書及び定期の報告、必要な場合の实地調査等に基づき、管理運営の状況についてモニタリングのうえ、評価し、その結果を公表します。

【10】指定管理者に対する監督等

1 報告義務等

佐久市教育委員会は、本施設の適正な運営のため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、实地に調査又は必要な指示をすることができます。

2 監査

佐久市教育委員会又は佐久市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る経理事務について監査を行うこととします。

【11】事業の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の適正な継続が困難となった場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、速やかに佐久市教育委員会に報告しなければなりません。

その場合の措置については、次のとおりです。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の適正な継続が困難となった場合、又はそのおそれがあると認められる場合には、佐久市教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、佐久市教育委員会は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

2 指定が取り消された場合等の賠償

上記1により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、佐久市教育委員会又は佐久市に生じた損害を賠償しなければなりません。

3 不可抗力等による場合

不可抗力等、佐久市教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、施設の管理運営の継続が困難となった場合は、佐久市教育委員会と指定管理者は、施設運営について協議を行い、継続が困難と判断した場合、佐久市教育委員会は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

この場合に発生した佐久市教育委員会及び佐久市と指定管理者の損害、損失に係る補償及び増加費用は、その都度協議により決定します。

【12】その他

1 引継ぎ

指定管理者の指定は、議会において、指定管理者の指定が議決された後となります。

指定管理者が交代する場合は、指定後、速やかに前指定管理者、新指定管理者及び佐久市教育委員会の参加により、管理運営業務の引継ぎを行います。

また、今回の募集に係る指定期間終了後、別の指定管理者と交代する場合においても、次期指定管理者及び佐久市教育委員会の参加により、管理運営業務の引継ぎを行います。

なお、引継ぎに要した経費は、それぞれの団体の負担とします。

2 指定議案が否決された場合及び議決が得られなかった場合

選定の結果、指定管理者の候補者になった者が、議会で否決された場合又は議決が得られなかった場合（議決を得ることも否決されることもなかった場合等）、管理運営の準備のために支出した費用について、佐久市教育委員会及び佐久市は補償しません。

3 前指定管理者が雇用している職員の再雇用

新たに職員を雇用する場合は、円滑な業務移行を進めるため、前指定管理者が雇用している職員の再雇用について、配慮をお願いします。